



忍川・さきたま調
節池・酒巻導水路
が変わる…
**川のまるごと
再生プロジェクト始動!**



特集 どんどん暑くなる地球 わたしたちの未来が危ない

今こそ見直そう 私たちの暮らし … P.2

お知らせ 古代蓮の里市民無料駐車券 …… P.17

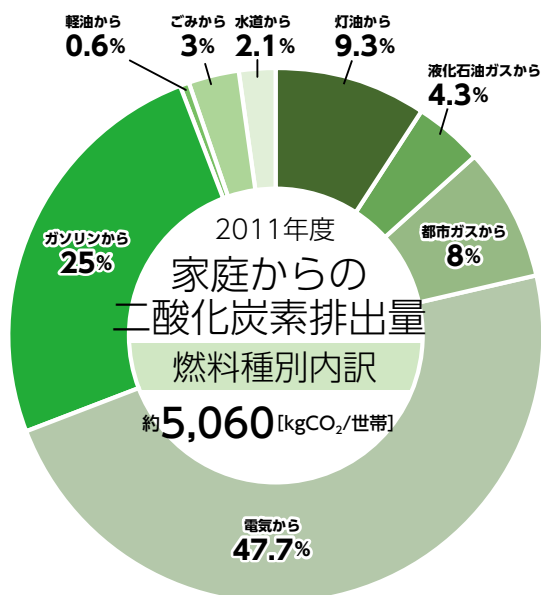
どんどん暑くなる地球

わたしたちの未来が危ない
今こそ見直そう

私たちの暮らし

私たちは、便利で快適な生活を送るために大量のエネルギーを消費し「地球温暖化」を招いています。地球にやさしい「省エネ」について理解を深め、エコライフを始めましょう。

二酸化炭素は どこから出るの？



(資料 温室効果ガスインベントリオフィス)

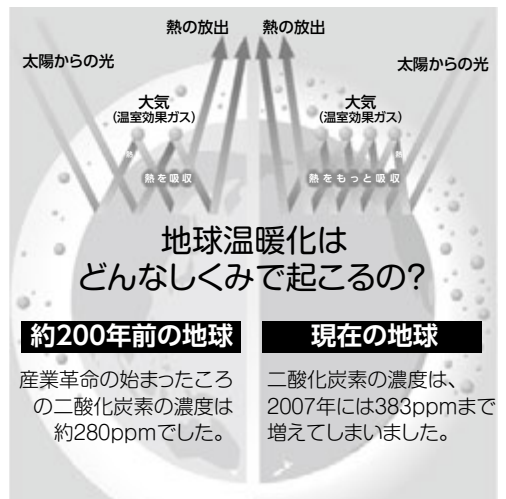
温室効果ガスの中で、地球温暖化に最も大きな影響を与えるのが「二酸化炭素」です。二酸化炭素は、石油やガソリンを燃やしたり、電気を発電するための燃料を燃やしたりするときなどに発生します。私たちの日常生活においても、エアコンをつけたり、テレビを見たり、車で買い物に出掛けたりすることで、二酸化炭素を生み出しているのです。

家庭からの二酸化炭素排出量の原因を見てみると、電気とガソリンの使用によるものが約7割を占めています。二酸化炭素の排出量を少しでも減らすよう、私たち一人ひとりが、毎日の生活の中で意識していかなければなりません。

「地球温暖化」 ってなに？

地球は太陽の熱によって温められています。その熱を宇宙に逃さず、再び地球の表面に戻しているのが、大気中にある二酸化炭素などの温室効果ガスです。これらの気体が気温を調節してくれているおかげで、地球上の生き物が生きやすい状態を保つことができます。

しかし、最近では二酸化炭素などの温室効果ガスが急激に増えたため、地球の気温が上昇しています。この現象を「地球温暖化」といいます。



(資料 全国地球温暖化防止活動推進センター)

このまま温暖化が進むと私たちの暮らしはどうなるの？

2100年には地球の平均気温は1.1度から6.4度ほど上昇すると予測されています。もしそうなれば、私たちの子どもや孫の世代には・・・

- ・ 大きな台風やゲリラ豪雨などが発生し、洪水が起こる
- ・ 熱帯地方に生息する虫が北上し、病気をもたらす
- ・ 南極などの氷が溶けて海水面が上昇し、低い土地や島が沈む
- ・ 日照りが続き、乾燥による砂漠化が起こる。これにより作物が育たなくなり、食料が不足する



環境にも、
お財布にもやさしい

みんなのできるエコライフ

電気やガソリンなどを無駄に使わない省エネは、二酸化炭素の削減につながるだけでなく、家計も助かります。地球にやさしく、家計にもやさしい、日常生活で簡単にできるエコライフを実践しましょう。

なお、この記事は埼玉県環境部温暖化対策課「家庭のCO₂削減ハンドブック」を参照しています(節約基準は平成22年2月時点での積算基礎による)。



1 冷房の設定温度を1度上げて28度に設定する



1カ月で**8.1 kWh**の電気を節約

約185円の節約

※冷房時間は1日9時間と仮定

ひと工夫して冷房に頼りすぎない生活を!

・すだれ、よしず、障子、ブラインド、カーテンを使う

部屋に熱が入るのを防ぐには、外で日差しを遮るのが効果的。すだれやよしずを使うと、7割程度の日差しの侵入を防ぐことができます。また、障子は5割程度、ブラインドは4割、レースのカーテンだけでも3割程度の日差しの侵入を防ぐことができます。

・「緑のカーテン」で省エネ

ゴーヤやヘチマ、アサガオなどツル性の植物を育て、窓や壁を緑の葉でカーテンのように覆い、夏の強い日差しを遮ることで、エアコンで使用する電気を20%~30%削減することができます。

2 1日1時間テレビを見る時間を減らす



液晶テレビ20インチの場合

1カ月で**1.3 kWh**の電気を節約

約30円の節約

3 冷蔵庫の中の食材を半分にし、詰め込みすぎない



1カ月で**3.7 kWh**の電気を節約

約85円の節約

4 フローリングの床を掃除するとき、吸い込みパワーを「強」から「弱」にする



1カ月で**3.5 kWh**の電気を節約

約80円の節約

※1日10分間、吸い込みパワーを「強」から「弱」にした場合

△スイッチを「弱」にしてもフローリングや畳では吸い込み効果にほとんど差はありません。

ちょっとクイズタイム

(答えは4ページにあります)

①「待機電力」とは、家電製品を使っていないのに消費される電力のこと。この「待機電力」は、家庭で1年間に消費する電力の何%を占めているでしょうか。

②ご飯を電気炊飯器で保温するのは、何時間までがお得でしょうか。



1 1日2kmの移動を自動車から徒歩や自転車に変更



1カ月で**2.2 l**のガソリンを節約

約278円の節約

2 やさしくアクセルを踏み込み、急発進をしない運転をする



1カ月で**4.2 l**のガソリンを節約

約531円の節約

3 車間距離に余裕を持ち、加減速の少ない運転をする



1カ月で**1.5 l**のガソリンを節約

約190円の節約

4 前方の信号が赤なら、早めにアクセルから足を離す運転をする



1カ月で**0.9 l**のガソリンを節約

約114円の節約

5 エンジンのかけっぱなし(アイドリング)をしない



1カ月で**1.4 l**のガソリンを節約

約177円の節約



1 レジ袋をもらわずにマイバッグを使用する

日本では年間約300億枚使われるといわれているレジ袋。これは、1人が1日に約1枚、年間約300枚使う計算になります。

2 野菜は地元産のものを買う

食品の輸送には二酸化炭素の排出が伴います。地元の産物を買えば、二酸化炭素の少ない生活につながります。

3 必要なものを選んで買う

賞味期限が切れてしまった食品、あまり使わない洋服や雑貨などは、お金を出して買ったにもかかわらず無駄になってしまいます。買う前に本当に必要なものかどうかを考えましょう。

また、エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが付いた、環境にやさしい商品を選んで買いましょう。



地球温暖化を防止するために

地球温暖化を防止するためには、私たち一人ひとりが日々のライフスタイルを見つめ直すことが何よりも大切です。

今月は「環境月間」です。6月5日の「環境の日」をきっかけに、環境にやさしい暮らしを心掛け、未来の行田のためにできることから始めてみましょう。



ごみがなぜこんなにも出てしまうのか、疑問に思ったことはありませんか。コップ、容器、割り箸など、私たちの生活の中には使い捨てのものが溢れています。

これらの他に多いのが食べ物です。食べ残しや料理くずなどが生ごみとして各家庭から出され、大量に焼却されることにより二酸化炭素が排出されてしまいます。食べ物は必要な量だけ購入し、残さず食べるようにしましょう。

4R ごみを減らすために 4Rを実践してみましょう

リフューズ(Refuse) ごみの発生を抑制する

不要なものを買わないようにしたり、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする。

リデュース(Reduce) ごみの減量

詰め替え商品や長く使えるものなど、ごみが出にくい商品を選んで購入する。

リユース(Reuse) 一度使ったものを繰り返し使う

使えるものはフリーマーケットや市の不用品登録制度を利用し、再使用する。

リサイクル(Recycle) 資源として再利用する

ごみを再資源化して利用する。資源物として、缶(スチール、アルミ)、瓶、紙、古衣料、布類に分けて収集する。

クイズの答え

①約7.3%

意外と消費していますね。コンセントからプラグを抜くのが面倒というあなたにはスイッチ付きタップがおすすめです。

②約4時間

4時間を超えると、電気炊飯器で保温するよりも電子レンジで温め直した方がお得です。

家庭の電気・ガスダイエット

エコライフに取り組んで
豪華商品をGETしよう

埼玉県では、夏季の省エネを推進するため、電気やガスの使用量削減に取り組んだ成果を応募すると、抽選などで賞品が当たる「家庭の電気・ガスダイエット」を実施します。

応募用紙に7月または8月分の電気・ガスの検針票を貼付して、次の送付先に提出してください。

▶ **申し込み** 環境課で配布または県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/h25diet.html>)よりダウンロードできる応募用紙に必要事項を記入の上、9月20日(金)までに郵送またはFAXで申し込みください。

【郵送】〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 家庭の電気・ガスダイエット実行委員会事務局(認定NPO法人環境ネットワーク埼玉内)

【FAX】048-749-1218

▶ **問い合わせ** 埼玉県環境部温暖化対策課総務・エコライフ推進担当 ☎ 048-830-3038

春の叙勲

このほど、春の叙勲の受章者が発表され、行田市からは新井忠晴氏、長谷川志づ枝氏が旭日双光章、小暮惇夫氏が瑞宝双光章に、山澤民弥氏が瑞宝単光章を受章されました。また、危険業務従事者として、佐々木勝治氏、佐々木正廣氏、松島弘氏が瑞宝双光章に輝きました。

旭日双光章



新井 忠晴氏
(71歳・桜町)
県乗用自動車協会副会長

旭日双光章



長谷川 志づ枝氏
(72歳・行田)
県母子寡婦福祉連合会長

瑞宝双光章



小暮 惇夫氏
(77歳・城西)
元行田市収入役

瑞宝単光章



山澤 民弥氏
(70歳・矢場)
元行田市消防団分団長

瑞宝双光章



佐々木 勝治氏
(70歳・西新町)
元警視庁警部

瑞宝双光章



佐々木 正廣氏
(71歳・持田)
元県警視

瑞宝双光章



松島 弘氏
(71歳・持田)
元警視正

今村武蔵氏が「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞

4月25日、自然環境の保全に関し、顕著な功績があった今村武蔵氏(持田)が、平成25年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞し、工藤市長へ報告に訪れました。

今村氏は、NPO法人ふるさと創生クラブの代表として「水辺のビオトープ」を造成し、小学生を対象とした体験学習を実施した他、行田市森づくり環境再生実行委員会委員長として1万本以上の植樹を行っています。その他、行田市民大学副理事長として自然環境の調査や改善案を提示するなど、自然環境の保全意識の向上に大きく貢献していることが高く評価され、受賞したものです。



▼問い合わせ 都市計画課公園担当 ☎50-1550



市民の声 地域の声

市長と共に行田について考える
「市政懇談会」を開催しました

「市民が主役のまちづくり」を進めるため、工藤市長および市職員が地域に向き、市政への意見や要望、さらには地域で抱える課題などをお聴きする「市政懇談会」を開催しました。平成24年度は各地区を中心に16回開催し、延べ511人の方に参加いただきました。

参加者から、防災や子育て、まちの活性化などさまざまな意見が寄せられましたので、意見の一部を紹介します（抜粋・要約）。

防災

Q 災害発生時に避難する際、避難所が少し離れている。近隣の民間施設なども避難所として考えていただきたい。

A 災害発生時に避難する際、近隣の空き地や公園、田んぼなどに一時的に避難した後、市が指定する避難所に避難することとなっています。

地域の皆さんには、一時的に集まることが出来る避難場所を決めていただくとともに、避難経路の安全確認や耐震化された施設所有者への協力関係作りなどを推進していただき、安全な避難行動がとれる仕組み作りの構築をお願いします。

市では、避難経路の選定方法や一時避難場所などの相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

定住促進

Q 行田市に「住みたい、働きたい、子育てしたい、教育したい、遊びにきたい」というまちになつたらいいと考えている。人口が増え、元気なまちになるための取り組みは考えているのか。

A 貴重な資源をフルに活用し、ハード・ソフトの両面から、斬新で効果的な施策を展開し、行田ならではの魅力をさらに高めていきます。

これまで行ってきた子ども医療費の無料化や学童保育室の充実などの「子育て・教育環境の充実」に加え、「住宅確保の支援」「就労支援・企業誘致」を中心とする思い切った施策を実施し、人口減少対策に真正面から取り組みます。市民の皆さんと共に、元気な行田を実現していきます。



皆さんからいただいたご意見



できることから市政に反映させていきます



健康づくり

Q 「健康寿命」を伸ばすことは国の施策となっている。行田市も市民の健康づくりを積極的に行ってほしい。

A 高齢になっても介護を必要とせず、元気で丈夫に暮らすことができる「健康寿命」の延伸を図ることは、国や県においても重要施策になっています。

このことから、市では、「市民の健康づくり」を重点施策の一つに掲げています。主な取り組みとしては、「市民けんこう大学」の開講や禁煙外来治療に掛かった費用を助成する制度を創設するなど、あらゆる世代が健康づくりに興味を持っていただける事業を展開しています。

今後とも、さらに趣向を凝らした事業を進めていきますが、市民の皆さんにおかれましても、食生活の改善や運動などできることから「健康づくり」に取り組んでいただきたいと思います。

学童保育室

Q 定員を超えているため、希望する学童保育室に入室できないという声を聞くので、定員を

増やすなどの対策をしてほしい。

A 市では、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に基づき、学童保育室の定員などを定めています。

近年の学童保育室への需要の高まりを受け、運営基準を順守しつつ、12公設学童保育室の定員を増やしました。こうした中、さらなる定員拡大は、児童の安全で快適な保育環境維持の観点から難しい状況です。

定員を超えているため、ご希望の学童保育室に入室できない児童には、入室可能な学童保育室へ送り届ける「学童保育室送迎支援事業」を実施しています。こうした事業を通して、今後とも児童の安心安全に配慮した学童保育事業を実施します。

観光

Q 映画「のぼうの城」の公開により、行田市は活気づいている。今後、行田の観光や産業をどのように維持し、高めていくのか。

A 本市には、映画「のぼうの城」の舞台となった忍城址以外にも、埼玉古墳群や古代蓮の里など誰もが認める観光資源が点在しています。この魅力溢れる

観光資源を継続して発信することで、再び本市を訪れていただけるものと期待しています。また、「田んぼアート米づくり体験事業」などの体験型事業を積極的に展開することで、本市を訪れる機会がさらに増えるものと考えています。

このような取り組みを継続して行うことで、交流人口の拡大や滞在時間の延長が図られ、本市の活性化につながるものと考えています。

市政懇談会を開催します

今年度も、市民の皆さんの声をお聴きし、市政についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。

次の地区を対象に懇談会を実施しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

地区	日時	場所
荒木	6月21日(金)午後7時～8時30分	荒木公民館
須加	7月2日(火)午後7時～8時30分	須加公民館
北河原	7月11日(休)午後7時～8時30分	北河原公民館

▶対象 該当地区にお住まいの方
▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▼問い合わせ 広報広聴課 広報広聴担当 (内線318)

参議院議員選挙が行われます

7月28日で任期満了を迎える参議院議員の選挙が行われます(選挙期日の正式な決定はもう少し先になる見込みです)。選挙期日が決定すると公示が行われ、その17日後が投票日となります。なお、投票は、比例代表選出議員選挙および選挙区選出議員選挙の2種類です。



▶投票できる方

日本国籍を有し、選挙期日現在、年齢が満20歳以上の方で、引き続き3カ月以上行田市に住んでいて選挙人名簿に登録されている方

▶入場券を郵送します

投票所入場券は、公示日ごろに各家庭に郵送します。入場券は、圧着式封書(6人単位)となっていますので、切り離してご本人の分をお持ちください。

なお、入場券は投票所の整理と混雑緩和のために発行しているものであり、入場券が無くても選挙人名簿に登録があれば投票できます。入場券が見当たらないときは、身分証明書をお持ちになり、投票所にお越しください。

▶ご利用ください 期日前投票

投票日当日に一定の理由で投票できない方は、期日前投票をすることができます。利用できる期間は、公示の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までです。

▶大切にしましょう 貴重な一票

投票所、期日前投票所での投票の他、身体に重度の障害のある方が自宅で投票できる郵便投票、病院や単身赴任先で投票ができる不在者投票、海

外で投票ができる在外投票などの制度があります。詳しくは、選挙管理委員会まで問い合わせください。

▶校舎の工事が行われます

第15投票区投票所「北小学校」で校舎の工事が行われます。これに伴い、投票日当日、学校敷地内の一部が制限されることとなりますのでご注意ください。

▶投票所が変更されています

平成24年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙から、下記の投票区投票所が変更となっています。

第7投票区	
旧 南小学校	➡ 新 忍・行田公民館
第12投票区	
旧 桜ヶ丘小学校	➡ 新 桜ヶ丘公民館

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

燃やせるごみの直接搬入を一時中止します

小針クリーンセンターでは、7月22日(月)から8月2日(金)まで、補修工事に伴う焼却施設の完全停止期間となります。この期間は燃やせるごみの直接搬入はできませんので、ご注意ください。

▶問い合わせ 彩北広域清掃組合
☎559-3641

日曜開庁を休みます

電子計算機器のメンテナンスを行うため、7月7日の日曜開庁を休みます。自動交付機も7月6日(土)および7月7日(日)は停止します。なお、パスポートの受領もできませんので、ご注意ください。

	7月6日(土)	7月7日(日)	7月8日(月)
市役所	閉庁	閉庁	通常業務
自動交付機	停止	停止	稼働

▶問い合わせ 広報広聴課情報担当(内線322)
パスポートの受領については市民課市民担当(内線242)

行田市地域安心ネットワークに関する協定を締結しました

全国各地で、高齢者や障害のある方などが気付かれずに亡くなり、日数が経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死・孤独死」という痛ましい出来事が起きています。

これまで、一人暮らし高齢者の孤立死が社会問題として認識されてきましたが、最近では、介護者などが突然に亡くなったことにより、その援助を受けていた方も死に至るなど、高齢者以外の世帯でも起こっています。

市では、これまで市民の皆さんによる「ふれあい見守り活動」および市民ボランティアの「いきいき・元気サポート制度」を二つの柱とし、自治会ごとに作成する「ささえあいマップ」を活用しながら、地域での孤立を防止してきました。

このたび、さらなる充実を図るため、個人宅を訪問する業務を行う事業者と「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました。



「行田市地域安心ネットワークに関する協定」とは

業務の中で、訪問先のポストに新聞や郵便物がたまっている、同じ洗濯物が干されたままであるなどの異変に気付いた場合、市や警察、消防に速やかに通報してもらいます。通報に基づいて、市が安全確認や支援など必要な対応を迅速に行います。



「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結した事業者は次のとおりです。

事業者名	
有限会社井上新聞店	東京ガス株式会社熊谷支社
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部	東京電力株式会社埼玉支店熊谷支社
埼玉縣信用金庫行田支店	有限会社中川新聞店
埼玉県住宅供給公社	ヤマト運輸株式会社行田支店
生活協同組合コープみらい	ワタミタクシヨク株式会社埼玉加須営業所
株式会社高橋医科器械店熊谷営業所	

市では、行田市地域安心ネットワークにご協力いただける団体・事業者を募集しています。

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)

行田市・鴻巣市・北本市がごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結

5月7日、行田市・鴻巣市・北本市による「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」の締結式を行いました。

これは、「3市で共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行うこと」「ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とすること」などについて3市が合意するものです。

市では、今後、ごみの共同処理に向けて事業を進めていきます。

▶問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530



ぎょうだ健康づくりチャレンジポイント事業 ぎょうだ健幸UP!マイレージスタート!!

「ぎょうだ健幸UP!マイレージ」とは

市民の皆さんの主体的な健康づくりを応援し、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせることを狙いとした事業です。

必須条件となる「各種健(検)診を受診」し、その他健康づくり事業に参加して、合計で10ポイント以上集めてください。10ポイント以上集めて応募すると、漏れなく参加記念品をプレゼントします。さらに応募者の中から抽選で、草津温泉宿泊利用券(2万円分)をはじめ、豪華プレゼントが当たります。

さあ、あなたも「ぎょうだ健幸UP!マイレージ」に参加して、自らの健康と記念品、豪華プレゼントを手に入れましょう。

詳細については、事業パンフレット(マイレージカード)をご覧ください。

▶実施期間 6月1日(出)～平成26年1月31日(金)

▶対象 20歳以上の市民の方

▶パンフレット(マイレージカード)配布場所

市役所、南河原支所、保健センター、図書館、グリーンアリーナ、各公民館など(パンフレットのみ市ホームページよりダウンロード可)

★草津温泉宿泊利用券(3名)

★白河市特産品(20名)

★上野村特産品(20名)

が抽選で当たるよ!



〈健康づくり推進キャラクター〉



ポイントが獲得できる項目

<p>必須 各種健(検)診を1つ以上受診</p>	<p>健康づくりイベント、講演会、健康教室などに参加</p>
<p>私の健康目標 「健幸宣言」を立て3カ月以上取り組む</p>	<p>埼玉県が指定する市内の「健康づくり協力店」で食事または買い物をする</p>

必須条件(健(検)診の1つ以上受診)をクリアしていれば、ポイントを集める組み合わせは自由です。10ポイント以上たまったら必要事項をマイレージカードに記入し、応募してください。

カードのポイント記入は全て自己申告制です(ご自身でカードに受診日、日付、参加したイベント、講演会、健康教室名、健幸宣言などを記入します)。

▶問い合わせ 保健センター健康づくり支援担当(市役所内・内線378)

敬老祝賀式典を開催します

市では、平成25年度敬老祝賀式典を次のとおり開催します。

当日は、敬老模範家庭、三夫婦世帯および金婚夫婦の皆さんを表彰するとともに、アトラクションの披露を予定しています。

敬老模範家庭および三夫婦世帯は、自治会長および地区民生委員からの推薦に基づき選定し、金婚夫婦は、対象者からの申請に基づき、それぞれ表彰します。

▼日時 9月7日(土)午前10時

▼場所 「みらい」文化ホール

敬老祝賀式典で金婚夫婦に記念品を贈呈します

記念品の受領を希望される方は申請が必要となります。

▼受付期間 6月3日(月)～7月31日(水)※期限厳守

▼対象 昭和38年12月31日以前に結婚した夫婦(婚姻年月日は、挙式の日または入籍した日どちらでも可)※昨年までに記念品を受領されている方は除く

▼申請方法 高齢者福祉課、南河原支所および各公民館で配布している指定の申請用紙(市ホームページよりダウンロード可)に必要な事項を記入し、同課に直接提出してください。印鑑や戸籍謄本などが必要ありません。なお、代理申請は可能ですが、電話による申請はできません。

▼問い合わせ 同課高齢福祉担当(内線225)

第2期生
大募集

平成25年度 市民けんこう大学

「目指せ! 健康の達人(マイスター)☆」

継続的な健康づくりに楽しく取り組むことを目標として、昨年度より「市民けんこう大学」がスタートしました。いつまでも健康であるためには、市民の皆さん一人ひとりが自分の生活を振り返り、自分の健康を守っていくことが大切です。あなたも「健康づくりマイスター」を目指しませんか。

回	日 時	内 容	場 所	講 師
1	7月19日(金) 午前10時～正午	開講式、オリエンテーション (けんこう大学・大学院合同) ・熱中症予防の話 ・健康長寿サポーター養成講習	商工センター 401研修室	・保健師 ・大塚製薬株式会社
2	8月9日(金) 午前10時～11時30分	【講話】生活習慣病を予防しよう☆ ・行田市の健康状況と今後の話 ・生活習慣病の仕組み	市役所 305会議室	保健師
3	8月20日(火) 午前10時～11時30分	公開講座 【講話・実習】ブラッシング講座	VIVAぎょうだ	歯科衛生士
4 ★	①9月9日(月) ②9月24日(火) ③9月25日(水) 午前9時30分～ 午後0時30分	【講話】 栄養と食事バランスガイドの説明 【見学と試食】 給食センターひまわり給食体験	給食センター ひまわり	・栄養士 ・大塚製薬株式会社
5 ★	①10月1日(火) ②10月5日(土) ③10月9日(水)	【体験実習】 森林セラピー⑥体験ツアー 「上野村の豊かな自然をいただきま～す！」 ※バスにて日帰り	群馬県上野村	森林セラピー ガイド
6	10月22日(火) 午前10時～正午	公開講座 【講話・運動実習】 体に効くサーキットウォーキング教室	グリーンアリーナ	健康運動指導士
7	11月19日(火) 午後1時～2時	公開講座 【講演会】「大豆は世界を救う～青大豆の力」	商工センターホール	家森幸男さん (武庫川女子大学国際 健康開発研究所所長)
8 ★	①11月27日(水) ②11月28日(木) ③11月29日(金) いずれも午後1時30分～4時	【地産地消講座・実習】 行田産青大豆を使って豆腐づくりに挑戦!!	佐間公民館調理室	行田市くらしの会
9 ★	12月7日(土) ①午前9時～正午 ②午後1時30分～4時30分	【普通救命講習】 AEDの使用や心肺蘇生法・止血法などの講習 ※受講者には普通救命講習修了証を授与	行田市 消防本部	救急救命士
10	12月18日(水) 午後2時～3時30分	【講話】 「聴き上手からはじめよう ～聴くは自分をみがくこと～」	市役所305会議室	埼玉県立精神保健 福祉センター
11	平成26年1月18日(土) 午前10時～11時30分	公開講座 【講話・実習】 きもちリフレッシュ講座 笑い気功「全身で笑顔になろう！」	商工センター 401研修室	笑い気功協会
12	平成26年1月中	【介護予防講座】 今からできる介護予防☆	未定	高齢者福祉課
13 ★	①平成26年1月30日(木) ②平成26年1月31日(金) ③平成26年2月4日(火) 午前10時～11時	【実習】 リラックス・ヨガ ヨガの呼吸法を身に付けよう	中央公民館 レクリエーション室 (「みらい」内)	ヨガインストラクター
	平成26年2月22日(土) 午前10時～11時30分	修了証書授与式 (けんこう大学・大学院合同)	商工センター 401研修室	—

(★は、それぞれの日程または時間から、一つを選択して受講する講座です)

- ・1講座を2単位とし(修了証書授与式は除く)、自由に講座を選択します。
- ・8講座【16単位】以上取得した方を「行田市健康づくりマイスター」として認定します。
- ・今年度、健康診断(特定健康診査など)を受診した場合は、1講座【2単位】を受講したものとみなします。
- ・日程、内容、場所、講師などは変更になる場合があります。
- ▶**定員** 60人(応募者多数の場合は抽選)
- ▶**対象** 市内在住の方で、「健康づくりマイスター」取得を目指せる方
※昨年度市民けんこう大学を受講した方は申し込みできません。
- ▶**受講料** 一部自己負担あり
- ▶**申し込み・問い合わせ** 6月28日(金)までに電話で保健センター健康づくり支援担当(市役所内・内線378)



あつまれ〜 子ども大学ぎょうだ



市では、埼玉県やものづくり大学、NPO法人子育てネット行田、行田市民大学と連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することを目的とした「子ども大学ぎょうだ」を開校します。

授業では次の3分野を学びます

- ・ものごとの原理や仕組みを追求する「はてな学」
- ・地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」
- ・自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」

学習プログラム

日時	場所	内容
7月13日(土) 午前8時45分～11時45分	ものづくり大学	・入学式 ・《はてな学》アニメーションをつくろう
7月27日(土) 午前9時15分～正午	県立さきたま史跡の博物館 はにわの館	・《ふるさと学》はにわのひみつ 自分だけのはにわをつくろう
8月10日(土) 午前9時15分～11時45分	総合福祉会館「やすらぎの里」	・《生き方学》心のバリアフリーをめざして ・学園祭準備
8月31日(土) 午前9時15分～11時45分	産業文化会館	・学園祭の準備
9月28日(土) 午前9時15分～11時45分	ものづくり大学	・《ふるさと学》忍城への道と行田の道路(昔のみち、今のみち) ・《はてな学》ピサの斜塔はなぜ傾くの？ ～身近な土と地盤のはなし～ ・修了式
10月(実施日未定)	水城公園市民広場	・学園祭※「浮き城のまち行田こどもまつり」で学園祭を行います。

- ▶対象 市内の小学4～6年生
- ▶定員 50人(申し込み多数の場合は6月26日(水)午後2時から産業文化会館3階3C会議室で公開抽選会を行います)
- ▶参加費 1,500円(保険料、教材費などを含む)
- ▶申し込み ひとつくり支援課で配布している申込書に必要事項を記入の上、6月10日(月)～25日(火)に持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会ひとつくり支援課
【FAX】556-0770
- ▶問い合わせ 子ども大学ぎょうだ実行委員会(ひとつくり支援課内) ☎556-8319

お気軽にご相談ください

「わが子」のための自立支援セミナー・出張プレ相談を開催します

社会的ひきこもり・ニートなど、社会的に孤立する「わが子」を抱える保護者のための自立支援セミナーを開催します。「自立」までを長引かせないために、はじめの一步を、ここから踏み出してみませんか。

	セミナー(要申し込み)	プレ相談(要申し込み)
日時	7月6日(土) 午後1時30分～4時30分	7月20日(土)午後1時15分・午後2時・午後2時45分・午後3時30分・午後4時15分からの各枠30分程度
定員	20人(先着順)	5組(先着順)

- ▶場所 商工センター404研修室
- ▶対象 義務教育を修了した15歳から39歳までの「未就労」の子どもを抱える親・家族(夫婦での参加も可)※お子さん本人の参加はご遠慮ください
- ▶費用 無料
- ▶申し込み・問い合わせ 6月6日(木)午後1時から若者自立支援センター埼玉 ☎048-255-8680 (受付時間は午後1時～7時)

一人でかかえこまないで

行田市いじめそうだんホットライン開設中

「いじめを受けていてつらい」と感じていたら、すぐに行田市いじめそうだんホットラインをご利用ください。



行田市いじめそうだんホットライン

- ▶電話相談 ☎0120-279-874
- ▶利用時間 午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶メール相談 yuuki@city.gyoda.lg.jp
- ▶対象 小・中学生およびその保護者など
- ▶問い合わせ 教育研修センター ☎556-6458

国民健康保険の加入・喪失手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、勤務先の健康保険に加入して国保をやめるときは、14日以内に届け出が必要です。必要書類を持参の上、保険年金課で手続きをしてください。

▶必要書類

【国保に加入するとき】※勤務先の健康保険をやめるときなど

- ・勤務先の健康保険の資格喪失証明書または離職証明書

【国保をやめるとき】※勤務先の健康保険に加入したときなど

- ・国保と勤務先の健康保険の保険証

▶注意

- ・国保の加入日は、手続きをした日ではなく、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した日です。届け出が遅れると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税されますので、1回の支払い額が高額になることがあります。
- ・国保の資格を喪失した後に、国保の保険証を使用して診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。
- ・受診中に保険が変更となった場合は、医療機関に申し出て、新しい保険証を提出してください。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271)

ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の方へ

受給者の方には、前年の所得に対して、毎年6月に自己負担金に関する「課税者」「非課税者」の判定を行っています。

今年は「課税者」「非課税者」の変更がない方にも受給者証を送付しますので、6月からは新しく届いた受給者証をお使いください。なお、受給者証の発送は、6月中旬を予定しています。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線227)

国民健康保険税の軽減と課税限度額が変わります

国民健康保険税の軽減制度

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、国民健康保険税の均等割と平等割を軽減する制度があります。平成25年度から軽減割合が変更になりました。

世帯主および被保険者の前年の所得金額の合計額	軽減割合	
	変更前	変更後
33万円以下	6割	7割
33万円 + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下 (例) 4人世帯の場合: 33万円 + (24.5万円×3) = 106.5万円以下	4割	5割
33万円 + (35万円×被保険者数)以下 (例) 4人世帯の場合: 33万円 + (35万円×4) = 173万円以下	なし	2割

▶注意 軽減を受けるためには、世帯全員(世帯主、国保被保険者で16歳以上の方)の所得の申告が必要です。所得のない方や確定申告などで被扶養者になっている方も、必ず申告をしてください。

国民健康保険税の課税限度額

平成25年度から課税限度額(1世帯の年間の上限度額)を引き上げました。

区分	課税限度額	
	引き上げ前	引き上げ後
医療分	500,000円	510,000円
後期高齢者支援金分	130,000円	140,000円
介護保険分	100,000円	120,000円

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎5556
9530【FAX】55310792

さしあげます

- ▷洗濯機(5.5L・2層式) ▷額縁(4個) ▷パラボラアンテナ
- ▷マットレス(セミダブル) ▷テレビ(地デジチューナー付き・14インチ) ▷本棚

やぶってください

- ▷自転車(大人用・折りたたみ) ▷石油ファンヒーター
- ▷17弦琴 ▷椅子2脚(背もたれ付き) ▷囲碁セット
- ▷チャイルドシート ▷ベビーサークル ▷天体望遠鏡
- ▷耕運機(家庭用) ▷製めん機(家庭用) ▷デジタル一眼レフカメラ ▷冷蔵庫(350L前後) ▷ベッド(ダブルまたはセミダブル) ▷電子ピアノ ▷一輪車(16インチ)
- ▷物置(スチール製・1畳ほどのもの) ▷デジタルカメラ

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は、紹介制です。紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で、登録期間は3カ月です。

なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に、写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、申し付けください。

不用品情報

伝統文化こども事業に応募しませんか

わが国の伝統文化を将来にわたって継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性をはぐくむことを目的として、自主的な取り組みを立ち上げ、定着を図っていく団体に対して支援を行います。

▶対象事業

- ・わが国の伝統文化のうち、子どもが体験、修得することが適切と認められるもの(例：民俗芸能、民謡、民踊、和太鼓、邦楽、詩吟、箏曲、日本舞踊、茶道、華道、書道、囲碁、将棋など)
- ・市内在住の小・中学生を対象に、市内の公共施設において年10回以上継続的かつ計画的に実施するもの

▶対象団体 市内に活動の拠点を有し、次の要件を全て満たす組織および団体

- ・伝統文化に関する事業の実施経験を有する者を代表者としていること
- ・定款、寄附行為に類する規約などを有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・市内に活動の本拠となる事務所などを有すること
- ・特定の政治、宗教活動および営利的行為に関するものでないこと

▶補助金 補助対象経費(謝金、借料、教材用具費など)の2分の1以内で20万円を限度とします。

▶その他 申請受け付け後、採否にかかわらず連絡します。なお、長期間にわたり継続的に支援するものではありません。

▶申し込み ひとつくり支援課で配付する申請書類に必要事項を記入の上、7月1日(月)までに直接同課に提出してください。

▶問い合わせ 同課生涯学習担当 ☎556-8319



児童手当現況届の提出が必要です

現在、児童手当を受給している方は、「児童現況届」の提出が必要となります。該当する方には、現況届のご案内を5月下旬に送付しましたので、必ず6月28日(金)までに提出してください(公務員の方は、勤務先で手続きをしてください)。

▶対象 中学生までのお子さんを養育している方
※子どもが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設置者や里親など

▶受付日時 6月3日(月)～28日(金)午前9時～正午、午後1時～4時※土・日曜日を除く

▶受付場所 市役所1階ロビー※南河原支所でも受け付けます。

▶持ち物

- ・現況届
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・受給者本人の健康保険証の写し(受給者が会社員などの場合)
- ・受給者および支給対象児童の外国人登録証の写し(外国人登録をしている方)

・平成25年度児童手当用所得証明書(平成25年1月1日以降、行田市に転入した方)

▶支給金額

【3歳未満】月額15,000円(一律)

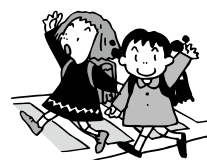
【3歳以上小学校修了前】月額10,000円
(第3子以降は15,000円)

【中学生】月額10,000円(一律)

▶所得制限 所得金額が一定以上の場合、児童1人につき月額5,000円が支給されます。

▶注意 現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262)



7月8日(月)から外国人住民の方も住基ネットの運用が開始されます

住基ネットとは、住民の方々の利便性の向上と国および地方公共団体の行政の合理化を図り、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

※総務省のホームページでも「住民基本台帳ネットワークシステム」の説明をご覧ください。

・住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方にも住民票に住民票コードが記載されます。

・外国人住民の方も住民基本台帳カードを作ることができます。

・住んでいる市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります。ただし、住基カード、在留カードまたは自動車運転免許証などの提示が必要です。

▼問い合わせ 市民課市民担当（内線242）

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

住民基本台帳カードには、有効期間があります（カード発行の日から10年間）。

住基カードの表面に、「2000年00月00日まで有効」と記載がありますのでご確認ください。

また、住基カードの再交付（更新）の

手続きは、有効期間の満了する日の3カ月前から行うことができます。

※有効期間を満了した住基カードは、本人確認資料として使用できなくなりま

すので、再交付（更新）の手続きを希望する方はご注意ください。

本人通知制度

本人通知制度は、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながる事が期待されます。

なお、これまでは登録有効期間を3年間としていましたが、平成25年6月1日より、この期間を撤廃しました。今後は、登録した方の住所・氏名・本籍などに変更がない間は、手続きは不要となります。

▼対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方

▼登録方法 本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、市民課窓口で申請してください。

▼通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別

▼注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求事由

や請求先によっては、通知しない場合があります。

▼問い合わせ 市民課市民担当（内線242・244）

「蓮櫓」編集委員を募集します

年2回発行している生涯学習情報誌「蓮櫓」は、ボランティアの皆さんによって作成されています。

このたび、同情報誌の編集委員を募集します。経験がなくても参加できますので、ぜひご応募ください。

▼応募資格 市内在住で編集会議（1号当たり6〜10回程度）に出席できる方

▼募集人数 2人

▼申し込み・問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎55618319

市指定文化財に「厨子」が指定されました

4月25日付で、須加如来堂（須加4727-1）の厨子が行田市指定文化財（建造物）に指定されました。この指定により市指定文化財は63件になりました。

須加如来堂は、須加の田畑から出土した阿弥陀如来像を祭るために、忍城主阿部正識の保護のもとに寛政7年（1795）に建立されたものと思われ、厨子もその際に建立されたものと推測されます。

現在は新しい阿弥陀如来立像が納められていますが、かつての阿弥陀如来像は、3代將軍徳川家光の側室で5代將軍綱吉の生母である桂昌院などから深い信仰を集めていたと伝えられていて、それを納めたこの厨子も豪華な造りとなっています。装飾として正面棧唐戸脇に宝珠を握った昇龍・降龍の彫刻があり、その特徴から羽生領本川俣邑を拠点に活躍した宮大工（大隅流）三村家の手によるものと推測されます。

この厨子は、一流の宮大工が心を込めて造りこんだ名作であり、北関東の近世厨子の様相を知る上でも重要な歴史的建造物であるといえます。

※非公開となっていますので、ご注意ください。



▼問い合わせ 文化財保護課文化財保護担当 ☎55313581

つけましたか？ 住宅用火災警報器

素早く火災を発見し、警報を発することで火災発生を知らせる住宅用火災警報器。平成23年6月に全ての住宅に設置することが義務付けられました。



設置を必要とする場所は寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも設置しなければなりません。

本市においても平成25年に発生した火災では、住宅用火災警報器により早期に火災を発見し、居住者の命を守った事例があります。

住宅火災から大切な生命と財産を守る「住宅用火災警報器」を早急に設置しましょう。なお、台所への設置は任意です。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

火災に遭われた方へ民間賃貸住宅の家賃の一部を補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに、家賃の一部を補助しています。

▶対象

- ・火災の原因がその世帯に属する方の故意によるものではないこと
- ・火災発生時に市内に住所を所有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

▶補助金の限度額

月額41,500円(敷金および礼金などを除く)

※月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算し、いずれか低い額を補助します。

▶補助金交付期間

賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▶その他

申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 建築課住宅管理担当 ☎550-1554

消防水利点検作業にご協力を

消防署では、一刻を争う消火活動に支障なく消防用井戸や消火栓を使用できるように、消防自動車を使用した維持・管理などの点検を随時行っています。

点検に伴う消防ポンプ自動車のエンジン音や排水などで、市民の皆さんにご迷惑をお掛けすることもありますが、火災が発生したときに大切な生命と財産を守るための重要かつ必要な業務です。ご理解とご協力をお願いします。



3 ▼問い合わせ 消防署 ☎550-2112

下水道に接続して快適な生活を

下水道が整備された区域で、まだ下水道へ切り替えていない方は、一日も早く下水道に接続しましょう。

くみ取り式トイレは、下水道が利用可能になった日から3年以内、浄化槽を使

用している方は、速やかに下水道に接続することが義務付けられています。

なお、接続工事を行う際は、必ず行田市排水設備指定工事に依頼してください。

▼問い合わせ 下水道課普及促進担当 ☎564-0303

平成25年度の行田市生活道路等整備事業評価が閲覧できます

市民の皆さんから寄せられた道路などの整備に関するさまざまな要望を事業化するに当たり、より公平性・透明性を確保し、かつ効率的な事業執行が図れるよう、「行田市生活道路等整備事業評価システム」を導入しています。

事業評価の結果は、次の場所で閲覧できます。

▼閲覧場所および内容

【道路治水課】生活道路や生活排水路の整備要望に関する事業評価

【農政課】農道や農業用排水路の整備要望に関する事業評価

▼問い合わせ

【道路治水課】道路新設改良については道路建設担当、道路維持修繕については維持補修担当、排水路整備については治水担当いずれも ☎550-1553

【農政課】農道や農業用排水路整備については耕地担当(内線388)

古代蓮の里 市民無料駐車券

本券一枚で
乗用車一台限り
(※乗合型バスを除く)

見本
～有効期間～

平成25年6月22日(土)から
平成25年8月4日(日)まで
(※7月14日(日)行田蓮まつりを除く)

～有料時間～

午前5時から午後2時まで



切り取って係員に提出してください

古代蓮の里 市民無料駐車券

本券一枚で
乗用車一台限り
(※乗合型バスを除く)

見本
～有効期間～

平成25年6月22日(土)から
平成25年8月4日(日)まで
(※7月14日(日)行田蓮まつりを除く)

～有料時間～

午前5時から午後2時まで



切り取って係員に提出してください

古代蓮の里 市民無料駐車券

本券一枚で
乗用車一台限り
(※乗合型バスを除く)

見本
～有効期間～

平成25年6月22日(土)から
平成25年8月4日(日)まで
(※7月14日(日)行田蓮まつりを除く)

～有料時間～

午前5時から午後2時まで



切り取って係員に提出してください

幻想的なホタルの舞を楽しむ夕べ ホタル鑑賞会を開催します

「古代蓮の里ホタルの会」では、市と協働で古代蓮の里ホタルの川にヘイケボタルの幼虫を放流し育てています。

ホタルの飛び交う様子を多くの皆さんに観ていただくため、次の日程で観賞会を開催します。

▶日時 6月14日(金)～16日(日)午後7時30分～8時30分※雨天または強風時は、中止する場合があります。

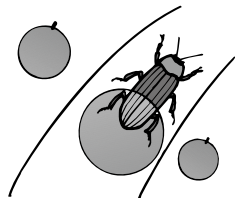
▶場所 古代蓮の里ホタルの川

▶内容 ホタルの会会員が案内および説明をします。

▶注意 カメラや懐中電灯の光をホタルに向けることを禁止します。

▶その他 観賞会以外の日でも、6月末まで、晴れた風のない日の午後7時30分から8時30分ごろにホタルを見ることが出来ます。

▶問い合わせ 都市計画課公園担当 ☎550-1550



古代蓮の里駐車場有料期間中の 市民無料駐車券を配布します

古代蓮の里では、蓮の開花期に限定し、次の期間は駐車料金を徴収します。

市民の皆さんは、本ページ上段「古代蓮の里市民無料駐車券」を切り取り、駐車場係員に提出することで、駐車場を無料で利用できます。本券を提出されない場合は有料となりますので、ご注意ください。

また、行田蓮まつり開催日の7月14日(日)は、市民無料駐車券を利用できませんので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、臨時駐車場として小針クリーンセンター北側敷地を無料開放します。混雑時や行田蓮まつりの当日などは、係員の指示に従ってください。

▶有料期間 6月22日(土)～8月4日(日)

▶有料時間 午前5時～午後2時

▶駐車料金

【普通・小型・軽自動車】1台500円

【乗合型自動車(バス)】1台1,500円

※障害者手帳をお持ちの方、二輪車でのご利用の方は無料

※市外団体の商用利用は有料

▶注意 4回目以降は有料となります。

▶その他 本券を紛失された場合は都市計画課で再発行します。

▶問い合わせ 同課公園担当 ☎550-1550